

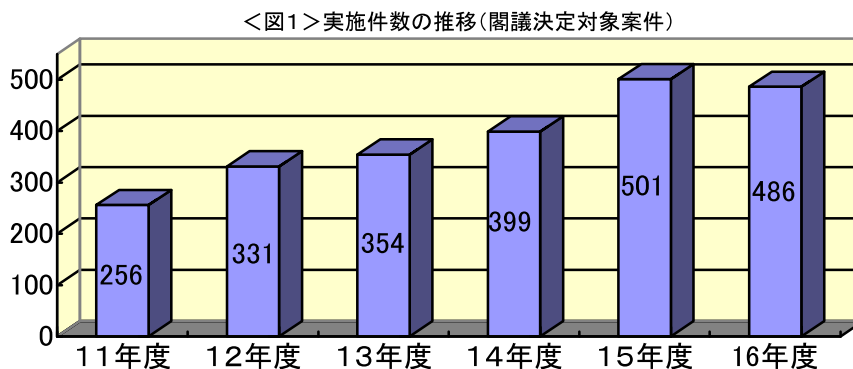
「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況

総務省は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（いわゆる「パブリック・コメント手続」）に関し、平成 16 年度の各府省等における実施状況について、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）及び「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（改定）（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）に基づき、調査を行い、その結果を取りまとめた。その結果は、以下のとおりである。

I 閣議決定対象案件：規制の設定又は改廃を伴う政令、府省令、告示等

1 実施件数

平成 16 年度、各府省等が、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定（資料 1 参照。以下「閣議決定」という。））の対象として意見提出手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図 1 のとおり 486 件であり、15 年度比マイナス 15 件、3.0%減となっている（各府省等別の実施件数については資料 4 参照）。

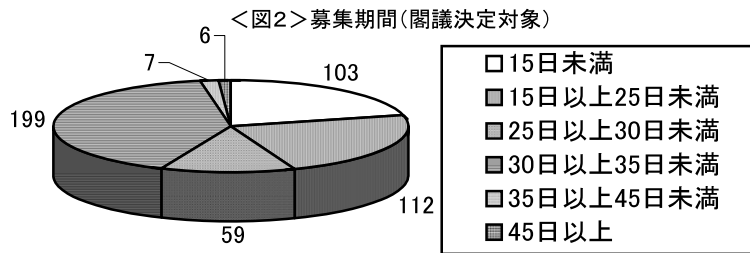


なお、閣議決定の対象であるが、軽微であること、迅速性・緊急性を要することを理由に意見提出手続を経ないで意思決定を行ったものが 31 件みられた。

2 意見・情報の募集手続の状況

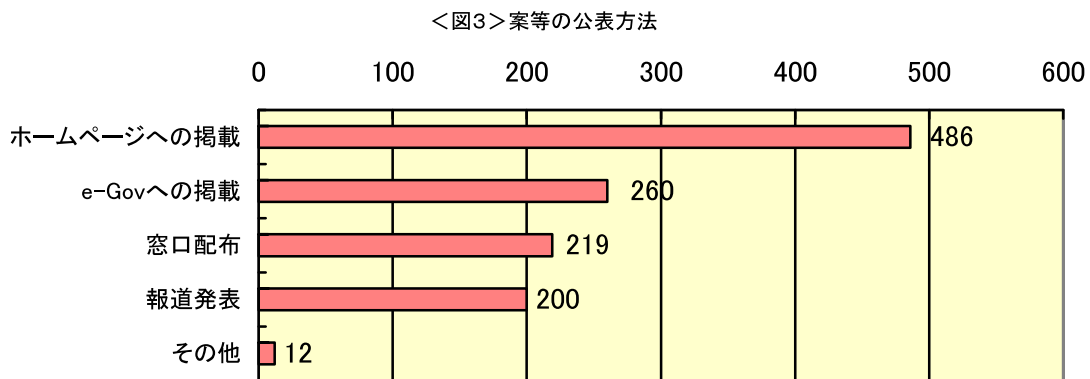
(1) 募集期間

意見・情報の募集期間をみると、図 2 のとおり、「15 日未満」が 103 件（21.2%）、「15 日以上 25 日未満」が 112 件（23.0%）、「25 日以上 30 日未満」が 59 件（12.1%）、「30 日以上 35 日未満」が 199 件（40.9%）、「35 日以上 45 日未満」が 7 件（1.4%）、「45 日以上」が 6 件（1.2%）となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図3のとおり、「ホームページへの掲載」が486件(100%)、e-Gov(電子政府の総合窓口)への掲載が260件(53.5%)、「窓口配布」が219件(45.1%)、「報道発表」が200件(41.2%)等となっており、すべての案件で各府省等のホームページを活用している(複数回答)。

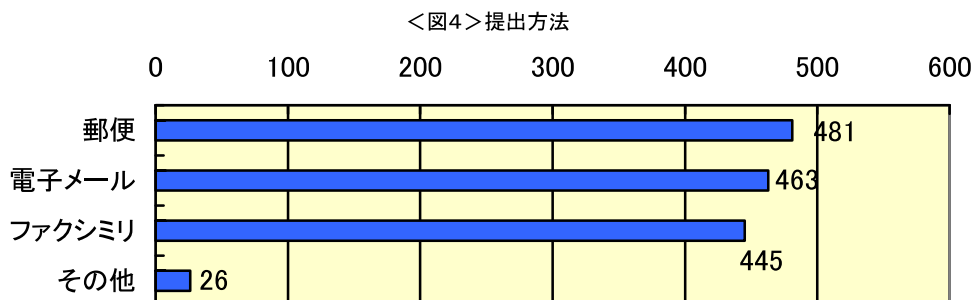


なお、意見・情報を募集する際に、特別に周知を実施したものは、73件(15.0%)となっている。

3 意見・情報の提出状況

(1) 提出方法

国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図4のとおり「郵便」が481件(99.0%)、「電子メール」が463件(95.3%)、「ファクシミリ」が445件(91.6%)等となっている(複数回答)。

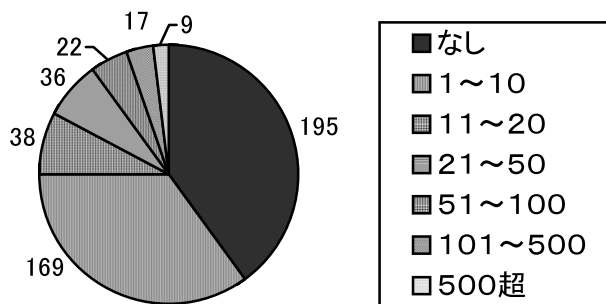


(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図5のとおり「なし」が195件(40.1%)、「1～10」が169件(34.8%)、「11～20」が38件(7.8%)、「21～50」が36件(7.4%)、「51～100」が22件(4.5%)、「101～500」が17件(3.5%)、「500超」が9件(1.9%)となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計291件と全体の59.9%（15年度比6.4ポイント減）を占めている。

＜図5＞提出された意見・情報の件数(閣議決定対象)



(3) 公聴会の実施

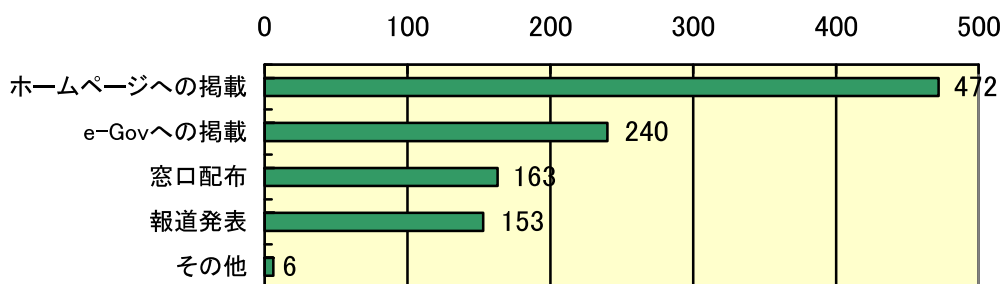
公聴会については、14件(2.9%)が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 意見等募集結果の公表方法

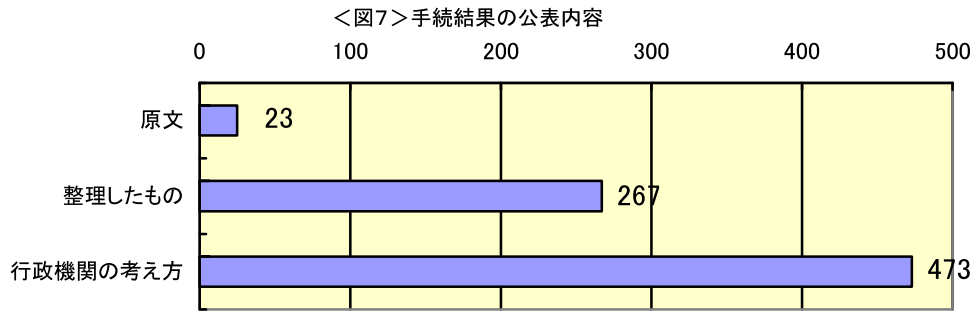
提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図6のとおり、「ホームページへの掲載」が472件(99.6%)、e-Govへの掲載が240件(50.6%)、「窓口配布」が163件(34.4%)、「報道発表」が153件(32.3%)等となっており、案の公表と同様、各府省のホームページが公表方法として多用されている(複数回答)。

＜図6＞手続結果の公表方法



(2) 意見等募集結果の公表内容

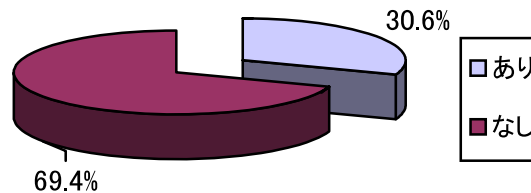
公表した内容をみると、図7のとおり、「提出された意見(原文)」が23件(4.9%)、「提出された意見を整理したもの」が267件(56.3%)、「行政機関の考え方」(提出された意見・情報がなかった場合におけるその旨の表示を含む。)が473件(99.8%)となっている(複数回答)。



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて政省令等を修正した事項の有無をみると、図8のとおり、「修正事項あり」が89件であり、意見提出があった案件291件の30.6%を占めている（15年度比3.5ポイント増）。

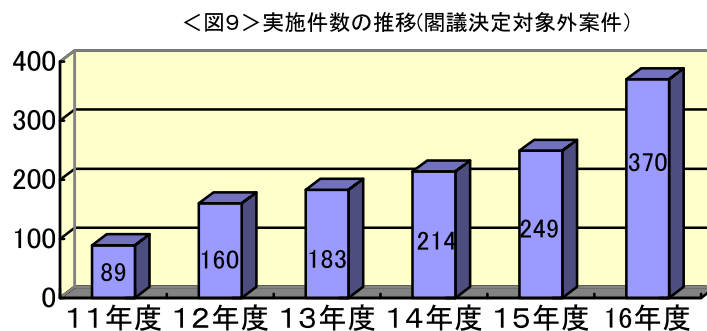
＜図8＞修正事項の有無



Ⅱ 閣議決定対象外案件：（主な例）審議会や研究会での検討結果

1 実施件数

閣議決定の対象外であるが、平成16年度、各府省等の判断により、閣議決定の定める手続に準じた手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図9のとおり、370件であり、15年度比121件、48.6%増となっている（各府省等別の実施件数については資料4参照）。

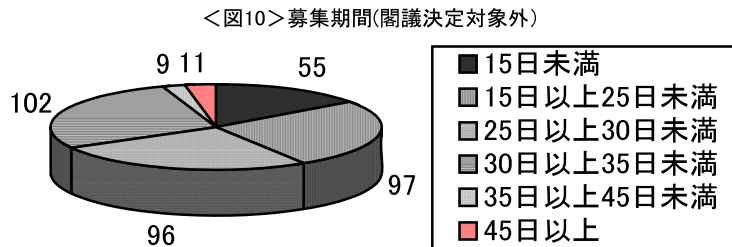


なお、対象外案件の主な例としては、審議会や研究会での検討結果、個別施策の基本方針等がある。

2 意見・情報の募集手続の状況

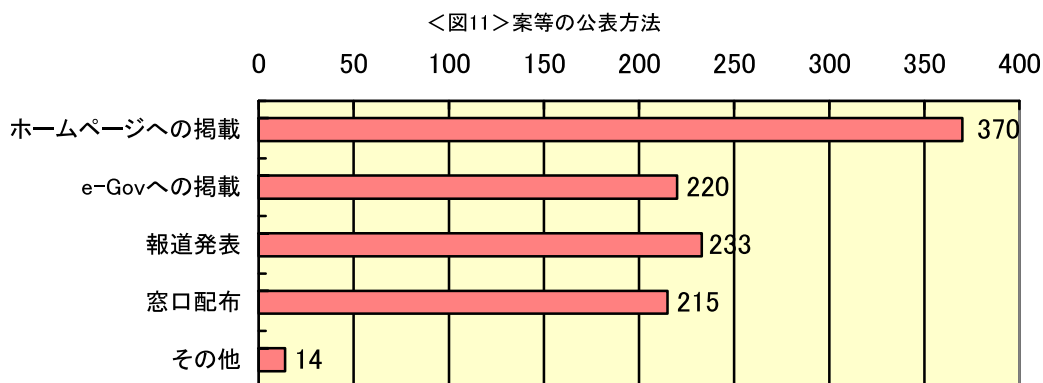
(1) 募集期間

意見・情報の募集期間をみると、図 10 のとおり、「15 日未満」が 55 件 (14.9%)、「15 日以上 25 日未満」が 97 件 (26.2%)、「25 日以上 30 日未満」が 96 件 (25.9%)、「30 日以上 35 日未満」が 102 件 (27.6%)、「35 日以上 45 日未満」が 9 件 (2.4%)、「45 日以上」が 11 件 (3.0%) となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図 11 のとおり、「ホームページへの掲載」が 370 件 (100%)、e-Gov への掲載が 220 件 (59.5%)、「報道発表」が 233 件 (63.0%)、「窓口配付」が 215 件 (58.1%) 等となっている (複数回答)。

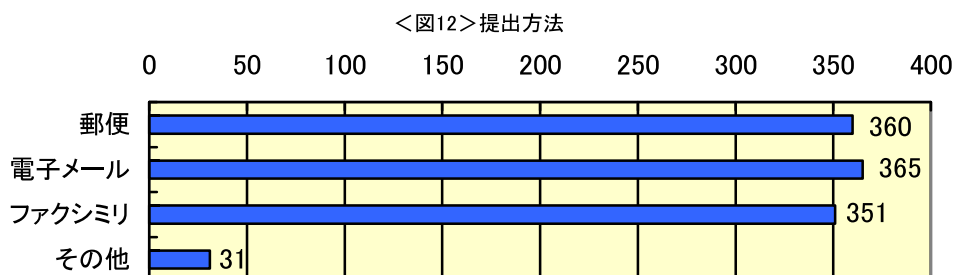


なお、意見・情報を募集する際に、特別に周知を実施したものは、39 件 (10.5%) となっている。

3 意見・情報の提出状況

(1) 提出方法

国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図 12 のとおり、「郵便」が 360 件 (97.3%)、「電子メール」が 365 件 (98.6%)、「ファクシミリ」が 351 件 (94.9%) 等となっている (複数回答)。

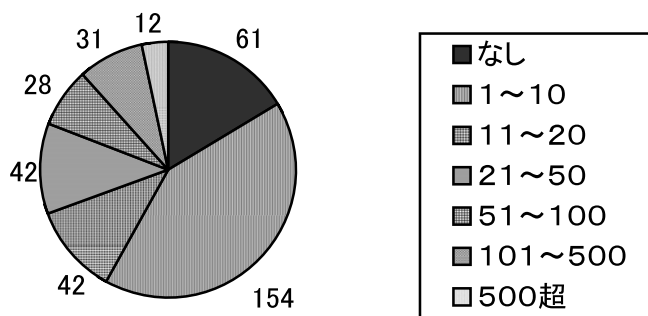


(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図13のとおり、「なし」が61件(16.5%)、「1～10」が154件(41.6%)、「11～20」が42件(11.4%)、「21～50」が42件(11.4%)、「51～100」が28件(7.6%)、「101～500」が31件(8.4%)、「500超」が12件(3.2%)となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計309件と全体の83.5%を占めている。

<図13>提出された意見・情報の件数(閣議決定対象外)



(3) 公聴会の実施

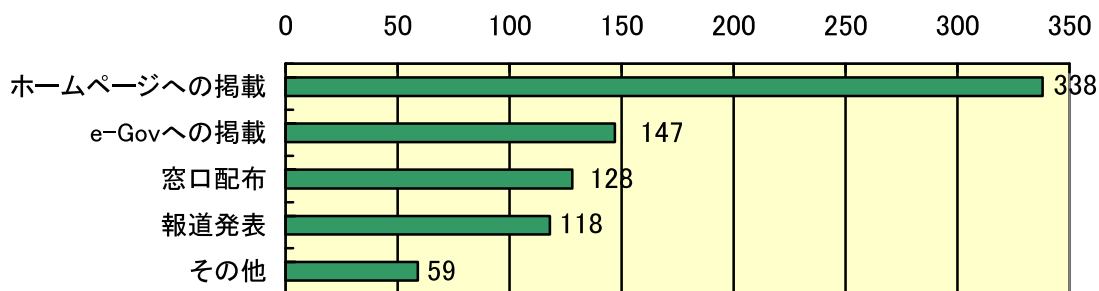
公聴会については、16件(4.3%)が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

(1) 意見等募集結果の公表方法

提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図14のとおり「ホームページへの掲載」が338件(98.3%)、e-Govへの掲載が147件(42.7%)、「窓口配布」が128件(37.2%)、「報道発表」が118件(34.3%)等となっている(複数回答)。

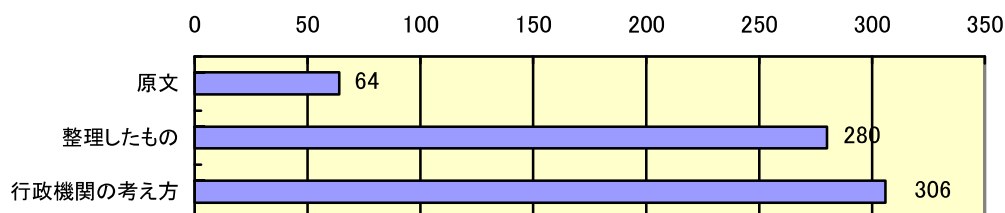
<図14>手続結果の公表方法



(2) 意見等募集結果の公表内容

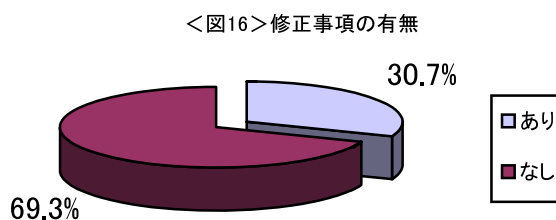
公表した内容をみると、図15のとおり、「提出された意見(原文)」が64件(18.6%)、「提出された意見を整理したもの」が280件(81.4%)、「行政機関の考え方」が306件(89.0%)となっている(複数回答)。

<図15>手続結果の公表内容



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて案等を修正した事項の有無をみると、図16のとおり「修正事項あり」が95件であり、意見提出があった案件309件の30.7%を占めている（15年度比1.5ポイント増）。



Ⅲ 閣議決定等の遵守状況

今回の調査対象案件の中には、次のとおり、閣議決定等の趣旨に照らして適当でないと認められる事例がみられた。

- ① 閣議決定では、「案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する」とこととされているが、意見・情報及びそれらに対する考え方がまったく公表されていない例（12件（2.5%））
- ② 閣議決定の考え方（各省庁了解のものとして閣議において配布された閣議決定本文の注釈）では、「（提出された意見・情報及びこれに対する行政機関の考え方の）公表は、原則として、意思表示（政省令等の公表）の時点までに行う」とこととされているが、結果公表を行っている閣議決定対象案件（474件）について、当該結果公表が意思表示日から大幅に遅れている例（30件（6.3%））
- ③ 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）（資料2参照）では、意見・情報の募集期間について原則30日を確保し、例外的にそれを下回る期間を設定する場合はその理由を公表することとされているが、平成16年3月19日以降に意見・情報の募集を行った閣議決定対象案件のうち、募集期間が30日を下回るもの（254件）について、その理由を公表していない例（228件（89.8%））
- ④ 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（資料3参照）では、平成16年1月からe-Govにおいて、各府省のパブリック・コメント（意見募集及び結果公表）の情報を一元的に提供することとされているが、今回の調査対象案件で平成16年1月1日以降に意見・情報の募集を行ったもの（824件）及び結果の公表を行ったもの（816件）のうち、意見募集をe-Govに掲載していない例（357件（43.3%））及び結果をe-Govに掲載していない例（430件（52.7%））

規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要である。このような観点から、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）を、以下のとおり定める。

（考え方）(1) 「国民等」の「等」は、内外の事業者等を示すものである。

1 対象

広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものは、本手続を経て策定する。

なお、迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等については本手続によらないことができる。

- （考え方）(1) 具体的な案件が、本手続の対象であるか否かは、意思表示を行う行政機関（政令については、その事務を所掌する行政機関）が、本手続の趣旨に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負う。
- (2) 本手続を経て策定されるべき意思表示は、政令、府令、省令、告示等である。「等」には、行政手続法上の審査基準・処分基準・複数の者を対象とする行政指導に共通して内容となるべき事項を含む。（ただし、公にしない審査基準等は除く。）
- (3) 「広く一般に適用される」とは、特定の者を名あて人とししないこと等を意味する。したがって、個別具体的な処分・計画は本手続の対象ではない。
- (4) 条約その他の外交文書（以下「条約等」という。）並びにその作成及び実施に関連して行われる外国政府、国際機関等に対する意思表示は、本手続の対象ではない
- (5) 本手続で「国の行政機関等」とは、内閣又は府、省、委員会、庁若しくはこれらに置かれる機関若しくは部局等をいう。したがって、国の行政機関等の意思表示ではない法律・条例・地方公共団体における規則は、本手続の対象ではない。
- (6) 懇談会等行政運営上の会合は行政機関ではないので、その意見は本手続の対象ではない。
- (7) 特殊法人、認可法人、民法上の法人等が、法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合についても、本手続に準じた手続を経るよう、その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導する。
- (8) 本手続は、行政内で完結して広く一般に適用される意思表示を対象としているため、国会において審議を経る法律案は、本手続の対象ではない。
- (9) 「規制の設定又は改廃に係るもの」について、本手続を経て策定することとしているので、①白書のような事実認識や現状分析、②組織令・定員令のように行政内部のみに適用されるもの、③補助金要綱、年金の給付のような行政サービスに係るもの、④施行期日

政令のような事務的なものは、本手続の対象とはならない。

- (10) 具体的な案件が、「規制の設定又は改廃に係る」ものであるか否かは、規制緩和白書（1998年8月総務庁）第6章に示されている「規制」の概念を踏まえて、判断されるものとする。
- (11) 「迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等」の「等」には、条約等に基づく規制の設定又は改廃について、条約等にその内容が詳細に規定されている場合のように、行政機関の裁量の余地がないものを含む。
- (12) 本手続を経て策定されるべき意思表示について、公聴会付議や事前の告示等の手続が法令で定められている場合、当該法令にのっとりた手続をとることとなるが、本手続が定められた趣旨にかんがみ、その運用において可能な限り本手続に沿うよう努める。

2 意見提出の手続

(1) 公表主体・公表時期

本手続を経て策定する意思表示を行う行政機関は、最終的な意思決定を行う前に、その案等を公表する。

また、内閣の意思表示である政令については、その事務を所掌する行政機関が案等を公表する。

(考え方) (1) 公表される「案等」は、意思表示の案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えない。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えない。

(2) 公表資料

行政機関は、一般の理解に資するため、案等の本体に加えて、可能な限り次に掲げた資料を公表する。

- ① 当該案等を作成した趣旨・目的・背景
- ② 当該案等に関連する資料（根拠法令、当該規制の設定又は改廃によって生じるとされる影響の程度・範囲等）
- ③ 当該案等の位置付け

(3) 公表方法

行政機関は、次のような公表方法を活用し、積極的に周知を図る。

- ① ホームページへの掲載
- ② 窓口での配付
- ③ 新聞・雑誌等による広報
- ④ 広報誌掲載
- ⑤ 官報掲載
- ⑥ 報道発表

なお、複数の方法を活用する場合であって、公表する内容が相当量に及ぶ場合には、案等の概要と公表資料全体の入手方法を明確にしておけば、活用する公表方法の全てにおいては、公表資料全体を公表する必要はない。

また、専門家、利害関係人には、必要に応じ、適宜周知に努める。

(考え方) (1) 公表資料については、関心を持つ一般の国民が入手できるようにする必要があり、公表資料自体がさまざまな方法によって広く周知されることが望ましい。

(4) 意見・情報の募集期間

意見・情報の募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として、案等の公表時に明示する。

(考え方) (1) 「1か月程度」という期間は、これまでの実績を基にした目安であって、案件に応じて、適宜定めるべきである。

(5) 意見・情報の提出方法

意見・情報の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を案等の公表時に明示する。

また、公聴会の開催により意見・情報を聴取することもできるが、書面での意見・情報の提出の申し出があった場合は、これを受け付けなければならない。なお、公聴会の開催、書面での意見・情報の提出の申し出に関する手続を案等の公表時に明示する。

(6) 意見・情報の処理

案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する。

(考え方) (1) 公表は、原則として意思表示の時点までに行う。なお、意思表示の時点において、公表された案等からの修正点を明らかにする。

(2) 「意見・情報」及びこれに対する行政機関の考え方は、適宜整理して公表しても差し支えない。なお、その場合、提出された意見・情報については、文書閲覧窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にしておく。ただし、提出された意見・情報で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、行政機関の判断により、その全部又は一部を公にしないことができる。

(3) 意見・情報を提出した個人又は法人の氏名・名称その他の属性に関する情報を公表又は公にすることは、案等の公表に際して、これらを公表又は公にすることが予定されていることを明示している場合に限る。

(4) 公聴会による場合は、表明された意見を、行政機関において文書化する必要がある。

(5) 公表方法については、案等の公表方法に準じる。

3 その他

(1) 意思決定過程の特例

本手続を経て策定されるべき意思表示であっても、その策定過程において、意思表示を行う機関以外の国の行政機関等が本手続に準じた手続を経て意思決定を行い、それを受けて、それと実質的に同じ内容の意思表示を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない。

(考え方) (1) 国の行政機関等が意思決定を行うに当たっては、意思表示を行う機関以外の国の行政機関等の意思決定を受けて行われる場合も少なくない。このような場合において、意思表示を行う機関以外の国の行政機関等により本手続に準じて案等を公表し、提出された意見・

情報を考慮して意思決定が行われれば、これを受けて意思表示を行う国の行政機関等は、実質的に同じ内容である限りは、改めて本手続を経る必要はない。このような事例としては、次のようなものがある。

- ① 審議会等が本手続に準じた手続を経て定めた答申を受けて、政令を定める場合や、各省大臣が省令、告示等を定める場合
 - ② 各省大臣が本手続に準じた手続を経て定めた通達を受けて、地方支分部局の長が審査基準を定める場合
- (2) 意思表示を行う機関以外の国の行政機関等が案等を公表した場合には、当該行政機関等が、提出された意見・情報に対する考え方を取りまとめる。

(2) 一覧の作成

各省庁は、本手続を行っている案件の一覧を作成し、ホームページに掲載するとともに、文書閲覧窓口に備えつける。

(考え方) (1) 案件の一覧には、少なくとも次の事項を掲げる。

- ① 案件名
- ② 公表日、意見・情報締切日
- ③ 公表資料の入手方法
- ④ 問い合わせ先

(3) 実態の把握

各省庁は、各省庁における規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況を、当分の間総務省に報告する。

総務省は報告された状況を取りまとめ公表する。

(4) 見直し

本手続は、必要に応じ見直しを行う。

4 適用日等

本手続は、平成11年4月1日以降の国の行政機関等の意思表示に適用する。ただし、本手続適用開始時に、既に立案の途中にあるものについては、本手続の対象としないが、可能な限り本手続に準じた手続を経ることとする。

(注) 閣議決定がなされたのは枠囲み中のみであり、「(考え方)」は、各省庁了解のものとして閣議において参考配布された閣議決定本文の注釈である。

資料 2

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(2) 規制に係る手続の見直し

② パブリック・コメント手続の見直し

…さらに、規制改革の一層の推進という観点から、以下のように見直しを図る。

ア 現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則30日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合には、その理由を募集の周知と同時に公表する。【平成16年度中に措置】

資料 3

電子政府構築計画（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（抄）

第 2 施策の基本方針

I 国民の利便性・サービスの向上

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備、充実

- ② ・・総務省は、e-Gov に、各府省が手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）等の情報を登録・更新する機能を整備し、2004 年（平成 16 年）1 月から、e-Gov においてこれらの情報を政府全体として分かりやすく、体系的に、かつ一元的に提供する。

資料 4

平成 16 年度「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施件数(府省等別)

府 省 等 名	閣議決定の対象案件		手続を省略した案件		閣議決定の対象外案件	
		平 成 15 年度		平 成 15 年度		平 成 15 年度
内 閣 官 房	- (-)	-		-	14 (2)	21
内 閣 府	1 (-)	2		-	61 (5)	22
公正取引委員会	- (-)	-		-	9 (2)	8
警 察 庁	6 (-)	9	1	1	4 (-)	4
防 衛 庁	- (-)	1		-	2 (-)	-
金 融 庁	28 (2)	27	15	5	5 (3)	5
総 務 省	63 (8)	61	1	-	51 (5)	38
法 務 省	15 (1)	10	2	2	15 (1)	6
外 務 省	- (-)	-		-	3 (1)	2
財 務 省	4 (-)	13		-	2 (1)	2
文 部 科 学 省	17 (1)	21		-	25 (3)	20
厚 生 労 働 省	84 (15)	70		-	47 (15)	10
農 林 水 産 省	97 (54)	128		-	31 (4)	25
経 済 産 業 省	82 (6)	62	5	9	47 (12)	45
国 土 交 通 省	61 (7)	50	6	1	14 (2)	24
環 境 省	28 (7)	43	1	-	40 (5)	17
合 計	486 (101)	501	31	18	370 (61)	249

- (注) 1 () 内は、平成 17 年 3 月 31 日時点で手続中の案件で外数である。
2 調査対象機関のうち、人事院、宮内庁、公害等調整委員会は、いずれも実施件数が 0 であった。
3 複数府省が共同で実施したものについては、それぞれの府省ごとに整理している。
4 平成 15 年度の数値(手続を省略した案件を除く。)は、同年度中に手続が完了している案件である。